

施設入所に関する経過措置の取り扱いについて

- 障害者自立支援法が施行され、施設事業体系が大きく転換される中で、従来施設に入所していた者については、経過措置により引き続き5年間の入所が認められているものの、経過措置終了後の処遇について不安があることが指摘されている。
- この点については、国会等でも議論となったが、先の臨時国会において厚生労働大臣答弁（別添）で明らかにしたとおり、「施設から追い出されることがあってはならない」と考える。
- 以上のような観点に立ち、この経過措置を定める障害者自立支援法施行規則については、法の見直しが法附則に規定されていること等も踏まえ、所要の手続きを経て、3年以内のできるだけ早い時期に必要な改正を行うこととし、また、この方針を周知することにより、関係者の無用な不安の払拭に努める。

○平成18年12月6日衆議院厚生労働委員会

柳澤厚生労働大臣の答弁（抄）

○柳澤国務大臣 自立支援法におきましては、できる限り住みなれた地域において生活を継続していただく観点から、自立訓練事業や就労移行支援事業を創設いたしました。これらの事業に積極的に取り組むことによって障害者の方々が地域移行を円滑に進めていく、こういうことが重要であると考えております。

他方、既存の施設入所者の方につきましては、これまでの生活が激変することがないように、障害程度区分にかかわらず、五年間は現に入所されている施設を引き続き利用できるとの経過措置を講じているところでございます。

今後、新体系サービスの実施状況や障害程度区分の判定状況等を踏まえまして、法附則の規定にある三年後の見直しに向けまして、まず早急に検討に着手していく、このことをまず考えておりますが、いずれにせよ、御指摘のとおり、既存の施設入所者が追い出されて行き場がないなどというようなことは決してないよう適切に対処してまいりたい、このように考えております。